

届出（認可外）保育施設等利用者用

～ 幼児教育・保育の無償化認定申請のご案内 ～

1 幼児教育・保育の無償化について

下記の「子育てのための施設等利用給付認定（新 2 号認定・新 3 号認定）」を受けることで、月額上限額の範囲内で、利用料（保育料）が無償となります。

対象となる施設・事業（複数利用の場合も月額上限額の範囲内で無償）

届出（認可外）保育施設（企業主導型保育施設を除く）、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業

※食材料費や通園送迎費、行事費等は無償化の対象外となります。

※月途中で認定期間が開始・終了する場合や、市町村間で転出入する場合は、月額上限額が日割りされます。

2 子育てのための施設等利用給付認定について**（1）子育てのための施設等利用給付認定**

無償化の対象となるためには、居住する市町村から「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

施設等利用給付認定は、児童の年齢や保育の必要性の有無によって下表の区分に分かれています。

認定区分	要件	月額上限額
新 2 号認定	3 歳児～5 歳児（満 3 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日を経過した小学校就学前の子ども）で <u>保育の必要性がある</u> こと	40,300 円
新 3 号認定	0 歳児～2 歳児（満 3 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの間にある子ども）で <u>保育の必要性があり、かつ市町村民税非課税世帯</u> であること	45,700 円

（2）認定の申請要件

児童と保護者が認定希望日時点において、太宰府市に住んでいる方が申請できます。
（太宰府市に住民票があることを原則とします。）

（3）申請方法

原則、必要書類をそろえて、通園している（予定がある）施設を経由してご申請ください。
認定希望日までの期間が短い等、認定を急ぐ場合は、太宰府市保育児童課に直接ご申請ください。

（4）申請に必要な書類

- ①子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書 **新 2 号・3 号認定用**
- ②保育の必要性を証明する書類（父・母それぞれの分）
- ③マイナンバー関連書類

※必要書類の様式は、市ホームページ又は保育児童課窓口にて取得できます。

※①は申請する児童ごとに作成が必要です。

※②と③は、①の裏面に記載の＜添付書類＞をご確認ください。

※兄弟姉妹で同時に申請する場合は、②と③は世帯で 1 組の提出で構いません。

※単身赴任等で父または母が児童と別居している場合も提出書類は父母それぞれ必要です。

裏面へ続きます→

(5) 保育の必要性の認定要件

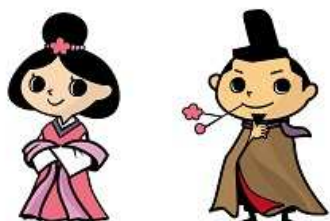
保護者（父・母それぞれ）が次の事由に該当する場合は、保育の必要性が認められ、利用料が無償化となる対象となります。

保護者（父母）の状況（保育の必要性の事由）		認定の有効期間
就労	・ 就労している（月 64 時間以上） ・ 自営業をしている（月 64 時間以上） ※自営業の家族従事者の場合も自営業に該当	最長で就学前まで
妊娠・出産	妊娠中または産後間もない	産前産後各 8 週間
疾病・障がい	・ 疾病がある（保育できる状況ではない疾病） ・ 障がいがある（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方）	最長で就学前まで
介護・看護	親族（2 親等以内）を介護・看護している（月 64 時間以上）	最長で就学前まで
求職活動	求職活動を継続的に行っている	3 ヶ月以内
就学	大学や専門学校、職業訓練校に就学している	最長で就学前まで
虐待・DV	虐待や配偶者からの DV（家庭内暴力）のおそれがある	最長で就学前まで
災害復旧	震災、風水害、火災等の復旧にあたっている	最長で就学前まで

- ・ 産前産後各 8 週間は、「出産日から起算して 8 週間（多胎児の場合は 14 週間）前の日の属する月の 1 日から、出産日の翌日から起算して 8 週間後の日の属する月の末日まで」の期間となります。
- ・ 就労（自営）が月 64 時間に満たない場合は、求職と同等の取扱い（認定期間が 3 ヶ月以内）となります。
- ・ この他、保護者の状況に応じて、必要書類の提出を求めることがあります。

3 その他の注意事項

- ・ 申請日（市の受付日）以前に遡って認定することはできません。認定希望日より前に余裕をもってご申請ください。
- ・ 施設等利用給付認定（新 2 号・新 3 号）を受けた場合、年に 1 回程度、「現況届」及び「保育の必要性を証明する書類」の提出を求めさせていただきます。（別途ご案内します。）
- ・ 保護者の状況など申請内容に変化があった場合は、速やかに太宰府市保育児童課までご連絡ください。必要に応じて書類の提出を求めさせていただきます。
- ・ 認定理由が「求職活動」「短時間就労」の方は認定期間が 3 ヶ月となりますので、引き続き認定を希望する場合は、認定期間満了前に必要書類をご提出ください。



【申請手続き等のお問い合わせ先】

太宰府市 健康福祉部 保育児童課 保育所係
〒818-0198 太宰府市観世音寺 1 丁目 1 番 1 号
TEL 092-921-2121（内線 317、319）
FAX 092-925-0294
E-mail hoiku-jido@city.dazaifu.lg.jp